

# 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

## 1. 趣旨

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号。以下「経過措置政令」という。）の施行等に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）について、所要の改正を行う。

## 2. 内容

### （1）脱退に伴う一時金の請求手続き

令和2年改正法による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

附則第19条の2の新設により、厚生年金保険の脱退一時金の請求者であって、組合員期間が1年以上であり、かつ、公務障害年金等の受給権を有したことがない日本国籍を有しない者に対し、新たに一時金制度が創設されたことに伴い、一時金の請求書に記載する事項及び添付する書類について規定の整備を行う。

### （2）加給年金額の支給停止の解除に係る手続き

経過措置政令附則第5条の規定において、その施行の日（令和4年4月1日。以下「施行日」という。）の前日において加給年金額が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者（以下「老厚又は障厚の受給権者」という。）について、加給年金額の支給停止に係る経過措置が設けられた。

また、本経過措置の解除事由について、

- ・ 施行日の前日において配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の受給により全額停止されていた場合であって、施行日以後にその全額停止が解除されたとき
- ・ 配偶者が受給している老齢又は退職を支給事由とする給付が、他の年金たる給付を受給することにより支給を停止されるに至ったとき

等の場合は、本経過措置により支給停止の対象となっていない老厚又は障厚の受給権者の加給年金額については、経過措置の効果が終了したものとして、その支給を停止することとされたことに伴い、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会がこれに該当する対象者を把握するための必要な手続きについて規定の整備を行う。

※その他所要の規定の整備を行う。

## 3. 根拠法令

- 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第146条

## 4. 施行期日等

- 公 布：令和4年3月31日
- 施行期日：令和4年4月1日